六　法令遵守のための対策、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年総務省告示第百五十二号）に適合した個人情報保護のための対策並びに電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えることその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。

七　次に掲げる混信等の防止に関する計画及びその根拠を有していること。

1　既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠

2　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、三・四GHz帯全国バンド特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者の無線局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項に関する計画並びにその根拠

3　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、第五章第十四項に定める体制の整備に関する計画及びその根拠

八　負担可能額は次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ各号に定める金額以上とし、申請者は当該負担可能額を確保できること。

1　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画の認定　一、九五〇億円

2　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画の認定　一一〇億円

九　既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。

十　申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。

十一　申請者が次に掲げる要件を満たしていること。

1　本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

2　本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。

3　申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行う法人又は団体に所属していないこと。

4　次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

㈠　申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）

㈡　法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は㈠に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に掲げる者

(1)　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該法人若しくは団体又はその子法人等

(2)　当該法人若しくは団体又はその子法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）との間において別表第一の九6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合　当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）

㈢　申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に掲げる者

(1)　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）

(2)　当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）との間において別表第一の九6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合　当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）

㈣　申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体

㈤　申請者の役員の地位を兼ねる法人又は団体の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体

㈥　法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、法人又は団体の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体

5　第五章第十項を遵守することを示していること。

別表第三　開設計画の認定の審査事項

一　次に掲げる事項への適合の度合いがより高いこと。

1　申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は周波数割当計画別表10―2及び同表10―3に掲げる基地局用周波数帯並びに陸上移動局用周波数帯のうち現に申請者に割り当てている周波数（別表第二の十一4㈠に掲げる者（別表第一の九6から8までに規定する通信に係る者に限る。）又は同4㈡(2)に係る部分に限る。）若しくは同4㈢(2)に係る部分に限る。）に掲げる者に割り当てている周波数を含む。）の幅に対する平成二十九年九月三十日時点における当該指定済周波数に係る電気通信役務の契約数（同4㈠に掲げる者（別表第一の九6から8までに規定する通信に係る者に限る。）又は同4㈡(2)に係る部分に限る。）若しくは同4㈢(2)に係る部分に限る。）に掲げる者の周波数に係る電気通信役務の契約数を含む。）がより大きいこと。

2　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日の計画における一・七GHz帯全国バンド特定基地局による全国の区域の人口カバー率、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画における三・四GHz帯全国バンド特定基地局による全国の区域の人口カバー率及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日の計画における一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局による総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域を合わせた区域の人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。